

個人情報保護制度の一元化に 向けた検討状況

令和2年11月
内閣官房IT総合戦略室

平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。**

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱（令和元年12月13日公表）

第7節 官民を通じた個人情報の取扱い

2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化

- 行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘を踏まえ、**民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向**で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。

< 事務的検討 >

個人情報保護制度の見直しに関する タスクフォース

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方、一元化後の事務処理体制の在り方及び地方公共団体の個人情報保護制度の在り方を検討するため、内閣官房に設置

構成員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）、内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣審議官（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、個人情報保護委員会事務局長、総務省行政管理局長、総務省自治行政局長（+議題に応じた関係省庁の幹部職員）

個人情報保護制度の見直しに関する タスクフォース幹事会

構成員：内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣審議官（官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、個人情報保護委員会事務局長、総務省大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）、総務省大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当）（+議題に応じた関係省庁の幹部職員）

< 有識者等による検討 >

個人情報保護制度の見直しに関する検討会

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方、一元化後の事務処理体制の在り方及び地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討

構成員：行政法学者、情報法学者、各分野の学識経験者等

庶務：内閣官房が、個人情報保護委員会及び総務省の事務の協力を得つつ開催

有識者構成員

生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
佐藤 一郎	国立情報学研究所教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋	法政大学法学部教授 座長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
根本 勝則	日本経済団体連合会専務理事
増田 悦子	全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所弁護士

今後のスケジュール

	令和元年	令和2年					令和3年					
	12月	1～3月	4～6月	7～9月	10・11月	12月						
タスク フォース 関係省庁 局長級	第1回			第2回 ・中間整理		第3回 ・最終報告						
有識者 検討会		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回 ・最終報告案
その他				↔ 各省協議	↔ パブコメ				↔ 各省協議	↔ パブコメ		改正法案 提出

個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（概要）

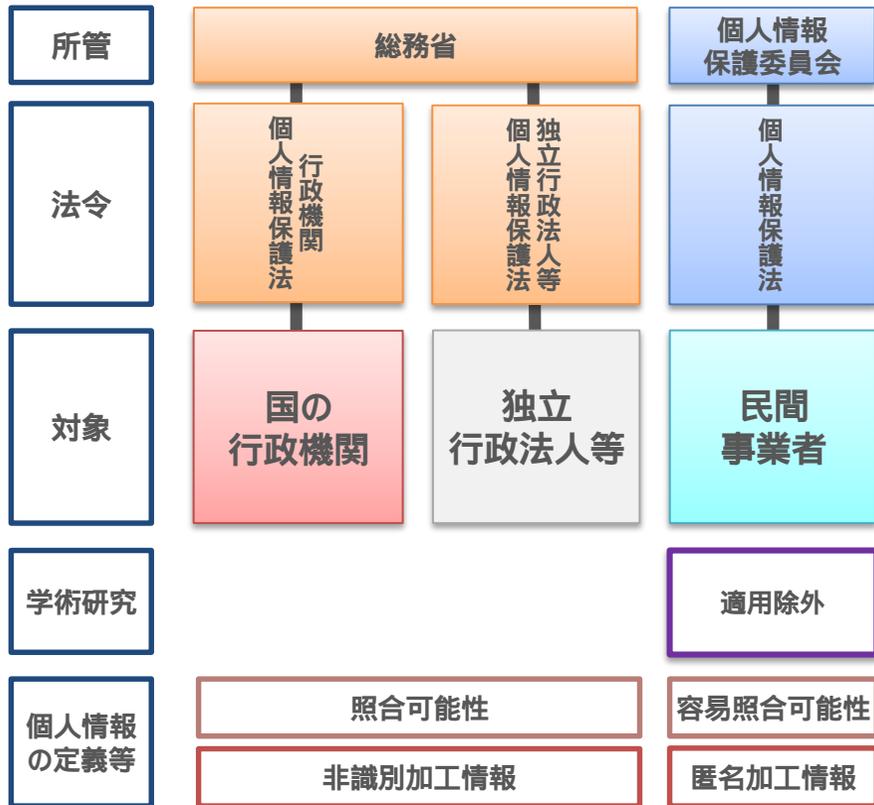
個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、所管を個人情報保護委員会に一元化。

医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用。その一環として、個人情報保護法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大。

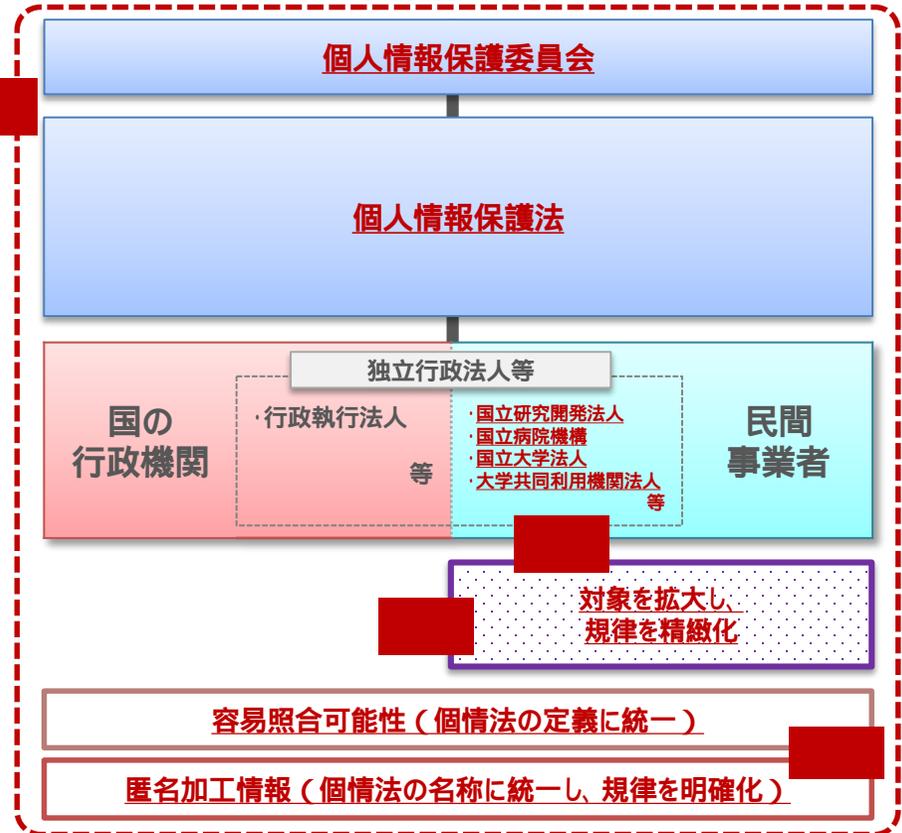
学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。

個人情報の定義等を官民で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、今後、地方公共団体の意見を十分聞きながら、有識者検討会において具体的な検討を行うこととし、年内を目途にその結果をタスクフォースに報告させることとする。

參考資料

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、理事長等の人事権が政府にあるか、法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

国の行政機関 2

独法等のうち、民間に類する立場で民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等
(例) 1

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、上記に該当しないもの
(例)

- ・ 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

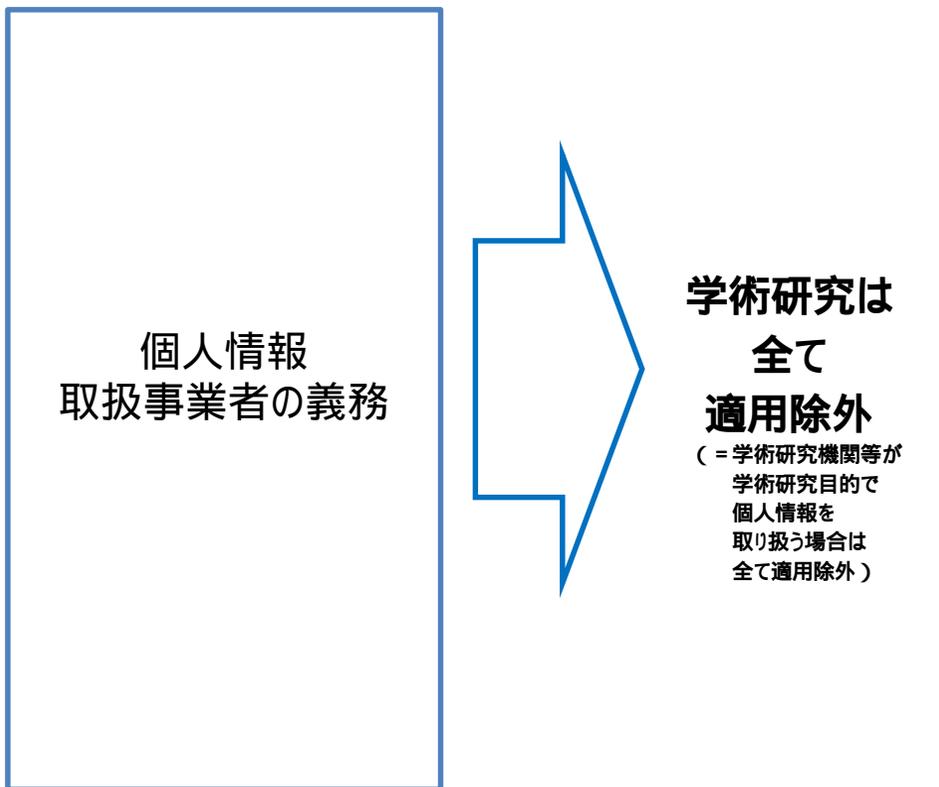
1 「民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行う業務」と「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」の双方を行っている独法等があると判明した場合は、前者の業務に対してのみ民間事業者と同じ規律を適用することも含めて検討する。

2 国に直属する医療機関のうち、機関の性格に照らして可能なものには、原則として民間事業者と同様の規律を適用する。

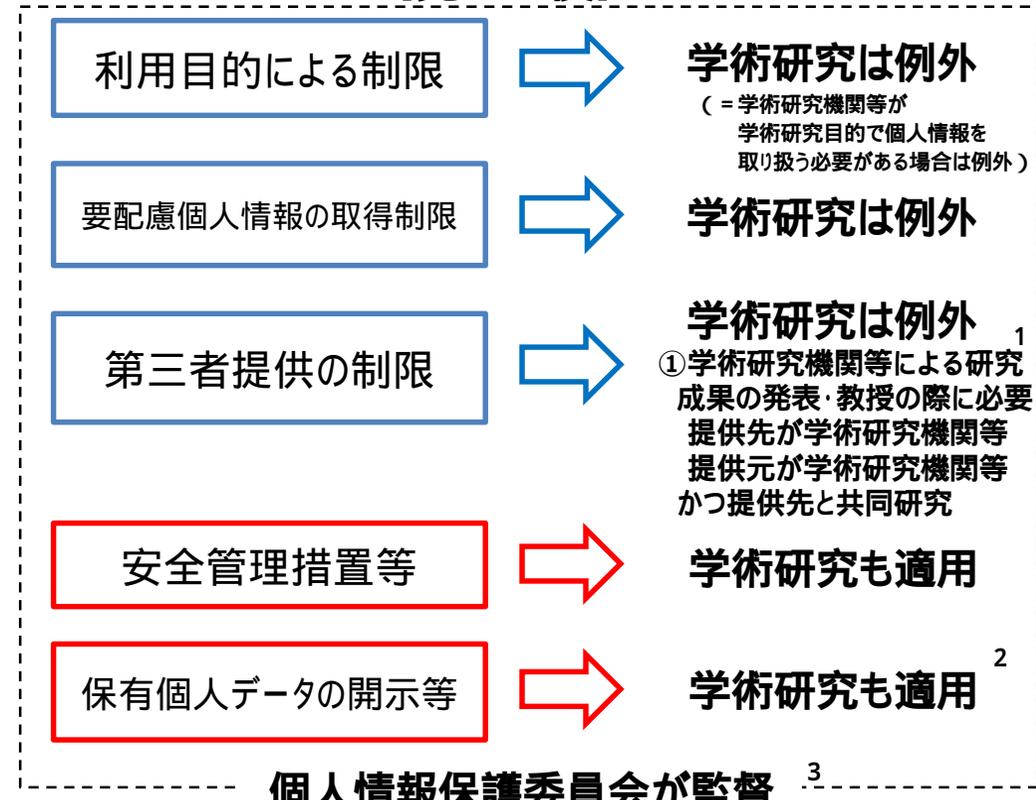
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく**充分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する**。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を努力義務として求めるとともに、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする**。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】



【見直し後】



1 学術研究機関等：大学（私立大学、国立大学）、学会、国立研究開発法人等（下線は今回追加されるもの）
2 国立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
3 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

< 現行法の規律 >

個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

< 対応の方向性 >

- 1．公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一する。**
- 2．**定義変更に伴う影響を最小化する観点から、一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用する。**
- 3．その際、**公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避するため、一元化の機会に、例えば、政府の解釈として、以下の内容を明確化する。**

行政機関は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関に存在する場合であっても、一定の手続を踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

- 4．また、行政機関等に対する開示請求権に係る規定が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有すること等を踏まえ、**開示請求権等の一部の規律については、規律の対象となる情報の範囲が変わらないこと（＝「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」こと）を条文上明記する。**

< 現行法の整理 >

「匿名加工情報」（個人情報保護法）：非個人情報
「非識別加工情報」（行政機関個人情報法等）：個人情報 } 内容は同じ（個人情報を同一基準で加工）

非識別加工情報（匿名加工情報）は行政機関等にとっては個人情報に該当し得るとの前提で規定している結果、行政機関等に適用される規律が一部不明確（例：自発的作成の可否、民間部門から取得した場合の扱い）

< 対応の方向性 >

1. 一元化の機会に、名称を「匿名加工情報」で統一する。

【理由】

同じ内容の情報が民間部門と公的部門とで異なる名称となることは、国民の目から見て極めて分かりにくい。
個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となるので、区別する理由がなくなる。

2. 一元化の機会に、匿名加工情報は行政機関等にとっても非個人情報であるとの前提で、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する。

【具体的内容】

匿名加工情報の作成は、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能

安全管理措置の一環としての匿名加工も当然に可能

匿名加工情報の取得も、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能

匿名加工情報を取得した場合、民間部門に準じた安全管理措置義務・識別行為禁止義務を課す

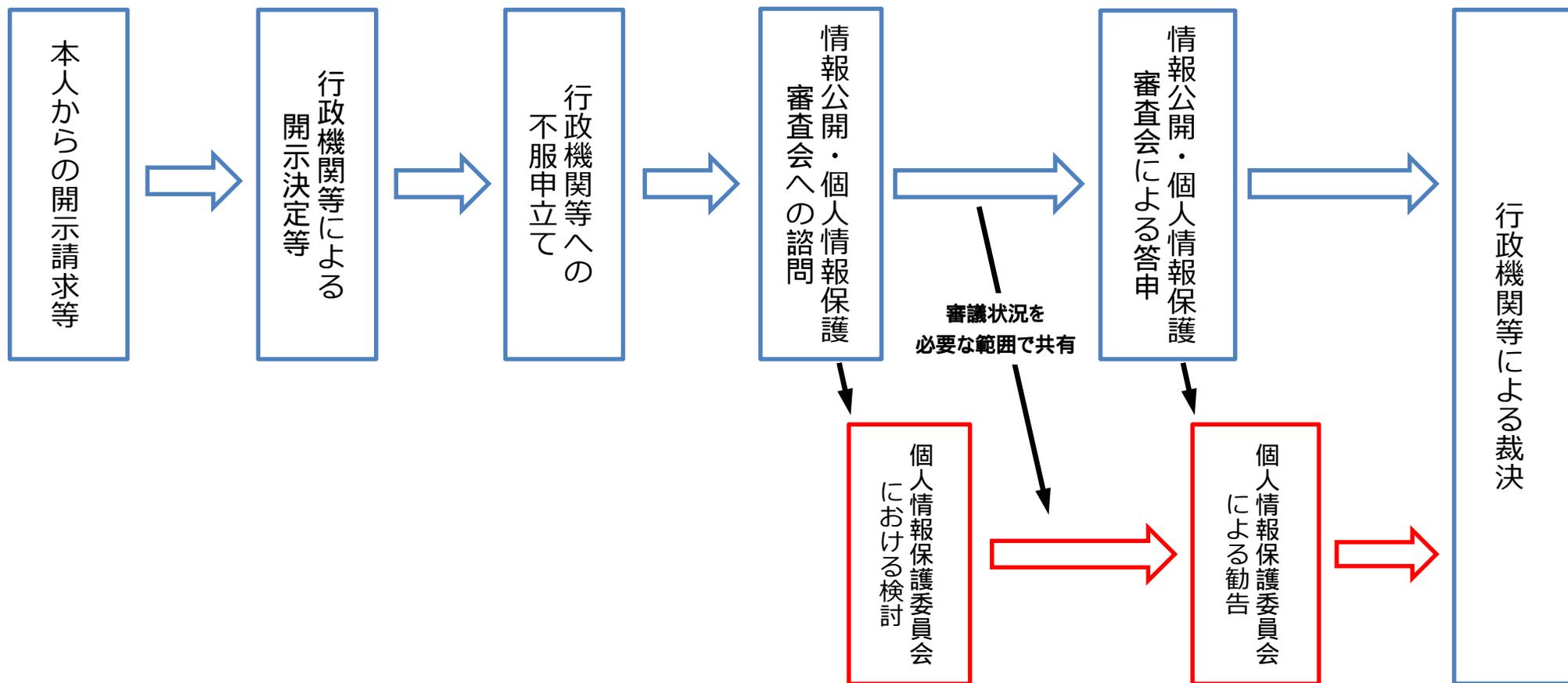
匿名加工情報の提供は、以下の場合に限り可能

ア 提案公募手続を経て契約を締結した者に提供する場合

イ 法令の規定に基づく場合

ウ 加工元の個人情報の提供が可能な場合

- ・ 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを整合的に処理する必要性から、一元化後も、**情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持**する。
- ・ ただし、一元化後は、行政機関等による開示決定等の当否についても個人情報保護委員会による監視・監督を及ぼす必要があることから、**個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告**を行い得ることとする。
- ・ 個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議内容を踏まえ行われる必要があることから、**審議状況を必要な範囲で個人情報保護委員会と共有**するための仕組みを検討する。



・勧告は特に必要な場合に限る